

●香川県告示第342号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年9月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

綾歌郡綾川町小野浦山甲166-9

株式会社ホワイトフーズ 代表取締役 西尾 拓

(2) 事業場の所在地及び名称

綾歌郡綾川町小野浦山甲166-9

ホワイトフーズ滝宮

(3) 特定施設に関する事項

種	類	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	
能	力	180kg/時 2基	
工期等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	許可後3日	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続6時間	
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	2,000	3,000
	化学的酸素要求量 (mg/L)	2,000	3,000
	浮遊物質量 (mg/L)	900	1,200
	窒素含有量 (mg/L)	640	800
	りん含有量 (mg/L)	320	400
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		(2基分) 1.6	(2基分) 2.4

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無

(5) 排出水の汚染状態及び量

区分		第1排水口	
排出水の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	20	30
	化学的酸素要求量 (mg/L)	20	30
	浮遊物質量 (mg/L)	40	50
	窒素含有量 (mg/L)	40	60
	りん含有量 (mg/L)	3	5

大腸菌群数	(個/cm <sup>3</sup> )	2,000	3,000以下
ノルマルヘキササン抽出物質含有量	(mg/L)	5	10
排出水の量	(m <sup>3</sup> /日)	200	240

(備考) 今回新たに特定施設を設置するが、一部既設施設(納豆用湯煮施設)を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に変更はない。

## 2 縦覧の期間及び場所

### (1) 期間

平成23年9月9日から同月30日まで

### (2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

綾川町住民生活課